



環境省報道発表

令和4年6月6日（月）

北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス
検査陽性事例（野鳥国内106例目）に係る野鳥監視重点区域の
解除について

<北海道同時発表>

1. 北海道根室市における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出（野鳥国内106例目）を受け、5月9日（月）に野鳥監視重点区域を指定し、野鳥監視を強化してきました。
2. その後、野鳥監視重点区域内において、野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、令和4年6月3日（金）24時に当該区域を解除しました。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省自然環境局
野生生物課鳥獣保護管理室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8285
室 長：東岡 礼治（内線 6470）
室長補佐：村上 靖典（内線 6675）
専 門 官：庄司 亜香音（内線 6473）
担 当：宮澤 結有（内線 6477）

■ 経緯

- 5月 6日（金） ・ 北海道根室市でオジロワシ 1羽の死亡個体を回収
- 5月 9日（月） ・ 簡易検査を実施した結果、A型鳥インフルエンザウイルス遺伝子の陽性反応を確認
- ・ 回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 5月 16日（月） ・ 北海道大学において遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出
- 5月 17日（火） ・ 北海道が野鳥緊急調査を実施
- ～5月 19日（木）
- 5月 20日（金） ・ 北海道大学においてウイルス分離検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）が検出
- 6月 3日（金） ・ 区域内において野鳥の大量死等の異常が確認されなかったことから、当該野鳥監視重点区域を解除（※）
- 24時

※ 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥監視重点区域は、以下を1日目として28日目の24時に解除することとしています。

- － 野鳥及び飼養鳥の場合は、回収日の次の日を1日目とする
- － 家きんの場合は、防疫措置完了日の次の日を1日目とする
- － 環境試料（糞便、水等）の場合は、採取日の次の日を1日目とする

■ 今後の対応

野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは令和3年11月11日付けで「対応レベル3」に引き上げており、全国での野鳥の監視強化を継続します。

【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)

以上